環境省
Ministry of the Environment

土壌環境行政の最新動向

環境省　水･大気環境局
土壌環境課

＜目　次＞

１．　土壌汚染対策の歴史

２．　土壌汚染対策法の概要

３．　土壌汚染対策法の施行状況

４．　土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等

1. 土壌汚染対策の歴史

1-1　土壌汚染の歴史（農用地汚染）

★　1880～1970年代　栃木県足尾銅山による渡良瀬川流域の鉱毒被害（稲の生育被害等）
★　1910～1970年代　富山県神通川流域のイタイイタイ病等
★　1920～1960年代　宮崎県土呂久鉱山による鉱害被害（砒素中毒、稲の生育被害等）

1970年の国会で**農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の制定**

※同年、米のカドミウムの成分規格が設定された（1.0ppm未満）。
（現在は0.4ppm以下）

公害対策基本法の改正…公害の一つとして土壌汚染を追加
（このときの国会は、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等を成立させ、「公害国会」と呼ばれる）

1-2　土壌汚染の歴史（市街地汚染）

・1975年　化学工場跡地（東京都江東区・江戸川区）の六価クロムによる土壌汚染が表面化

・1980年代　トリクロロエチレン等による地下水汚染が社会問題化　等

・1986年　「市街地土壌汚染に係る暫定対策指針」の策定

・1991年　「土壌の汚染に係る環境基準（土壌環境基準）」の設定

・1993年　環境基本法制定

・1994年　「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」の策定

土壌汚染対策全般にわたる法制度が整えられることはなく、
土壌汚染の調査、除去等の措置の実施に関する指針に基づき、
行政指導という形で対策を推進。

1-3　土壌汚染問題の特徴

移動しにくく、土壌中の有害物質が拡散・希釈されにくい。

- いったん汚染されると、長期にわたり汚染状態が存続する「蓄積性の汚染」（ストック型）。水質汚濁や大気汚染は、排出源対策によって改善するが、土壌汚染は浄化しない限り汚染源がなくならない。
- 汚染の範囲は水質汚濁や大気汚染よりも局所的。ある地点での調査によって当該地区の汚染を代表した結果が得られにくい。

汚染されていることに気づきにくい。

- 調査しないと汚染が判明しない。
- 汚染が判明した時点と、汚染の原因行為が行われた時点が一致せず、汚染の原因者の特定が難しい場合がある。
- ほかの土と混ぜられても外観上分からない。

水や大気が「公共財」であり、特定の者に所有されないことに対し、土壌は土地と一体であり、私有され、取引される。

（出典）「土壌環境保全対策の制度の在り方について（中間とりまとめ）」環境省・（財）日本環境協会「土壌汚染による環境リスクを理解するために」

1-4　対策法制

- 過去の負の遺産、ストック型の汚染
- 汚染対象は土地という私有財産
- 汚染があっても土地利用状況によっては健康被害のおそれがないことも

＊廃棄物焼却施設の周辺土壌から高濃度ダイオキシンが検出され社会問題化

1999年　ダイオキシン類対策特別措置法制定

＊土壌汚染の判明事例の増加・健康不安の増大、調査・対策のルール化が必要

2002年　土壌汚染対策法制定

（2009年・2017年改正）

２．土壌汚染対策法の概要

2-1　土壌汚染対策法の概要

目　的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制　度

調　査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第３条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（第３条第１項ただし書）
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと（第３条第７項・第８項）

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第４条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（第４条第２項）

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第５条）

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等※が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

※法第４条第２項の場合は土地の形質の変更をしようとする者

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第６条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれが**ある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（第７条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第９条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれが**ない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

○要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
○汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
○汚染土壌の処理業の許可制度（第22条）

その他

○指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）（第32条、第33条）
○土壌汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

2-2　土壌汚染対策法の目的及び規制方法

①土壌汚染の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び②その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって③国民の健康を保護することを目的とする。

①汚染の状況の把握

- 土壌汚染による健康被害を防止するためには、その前提として、健康被害を生じさせるおそれがある土壌汚染の状況を的確に把握することが必要。
- 汚染の可能性の低い土地も含めたすべての土地を調査することは、法目的に照らして合理的でないことから、土壌汚染の可能性の高い土地について、調査を行う必要性の大きい一定の契機をとらえて土壌汚染の調査を実施。
- 法令で定めた物質について、一定の調査方法により調査。

②健康被害防止措置

（汚染が把握された区域及びその周辺における防止措置）

- 基準値を超過した場合に、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて、合理的で適切な対策が実施されるよう、環境リスクに応じて区域を分類。
- 都道府県知事は、要措置区域においては汚染除去等計画の作成を指示。
- 汚染土壌が存在する区域において、形質の変更を行う場合は、環境リスクに応じた施行方法により実施。

※環境リスク：化学物質に固有の有害性の程度と人への暴露レベルを考慮した、環境を通じて人に悪影響を及ぼす可能性。

（搬出先における防止措置）

- 搬出される汚染土壌の不適正な処理が行われることにより汚染の拡散が起こらないよう、汚染土壌の搬出を規制。

2-3　土壌汚染による健康リスクの発生経路

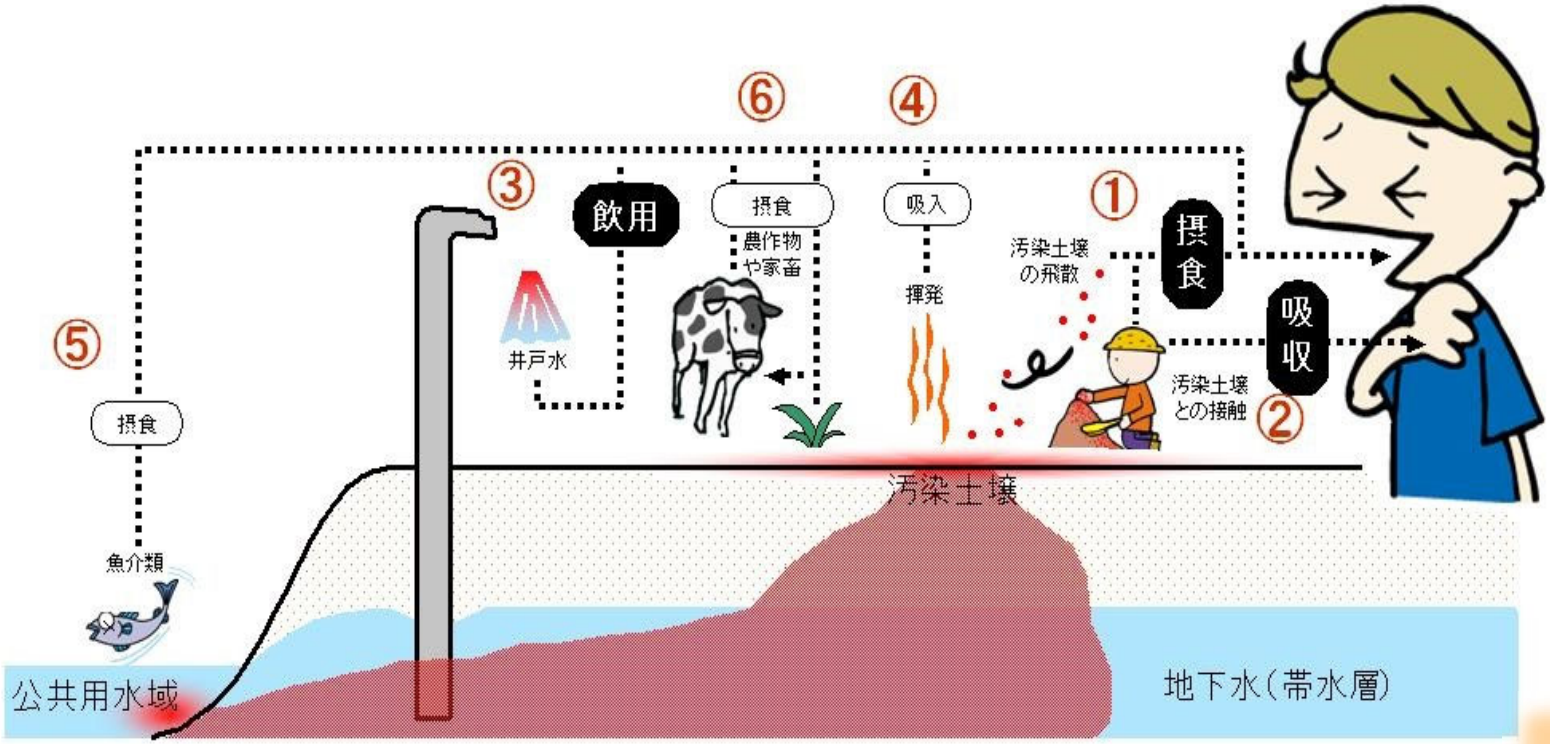

①汚染土壌の摂食（飛散による土壌粒子の摂食を含む）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・直接摂取リスク⇒

②汚染土壌と接触することによる皮膚からの吸収　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・直接摂取リスク

③汚染土壌から溶出した有害物質により汚染された地下水等の飲用等　・・・地下水等経由の摂取リスク⇒

④汚染土壌から大気へと揮散した有害物質の吸入

⑤有害物質を含む土壌粒子の公共用水域への流出→魚介類への蓄積→人の摂食

⑥土壌汚染地で成育した農作物、家畜への有害物質の蓄積→人の摂食　・・・・農作物等経由の摂取リスク

土壌汚染対策法

2-4　法における対策の考え方

土壌汚染対策法の考え方

- 環境リスク※の管理
  ※汚染の有害性×暴露量（摂取量）
- 摂取経路の遮断が基本

地下水の飲用等の観点

（土壌溶出量基準不適合、かつ、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある場合。）

- 地下水が汚染されていない場合はモニタリング
- 地下水が汚染されている場合は封じ込めが原則

土壌の直接摂取の観点

- 盛土が原則

（土壌含有量基準不適合、かつ、その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっている場合。）

※　乳幼児の砂場等の土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより盛土等の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には土壌汚染の除去が求められる。

土壌汚染対策法においては、通常、土壌汚染の掘削除去まで求めているものではない

2-5 土壌汚染対策法に定める特定有害物質の種類

地下水等摂取リスクを考慮した**26**項目（土壌溶出量基準 mg/L）
直接摂取リスクを考慮した**9**項目（土壌含有量基準 mg/kg）

第一種特定有害物質
（揮発性有機化合物）

12項目

- クロロエチレン
- 四塩化炭素
- 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ
- 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
- 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
- 1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ
- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ
- 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ
- ベンゼン

第二種特定有害物質
（重金属等）

9項目

- ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物
- 六価クロム化合物
- シアン化合物
- 水銀及びその化合物
- セレン及びその化合物
- 鉛及びその化合物
- 砒素及びその化合物
- ふっ素及びその化合物
- ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質
（農薬・PCB等）

5項目

- シマジン
- チオベンカルブ
- チウラム
- PCB
- 有機りん化合物

2-6　土壌汚染状況の把握

○　有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第３条）

※H31年度より、法第３条第１項ただし書確認に係る土地については、900m^{2}以上の土地の形質の変更時に調査を命じられることとなった。

○　一定規模（3,000m^2※）以上の土地の形質の変更であって土壌汚染のおそれのある土地の形質の変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令（法第４条）

※H31年度より、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第３条第１項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（法第３条第１項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）については、900m^{2}となった。

○　土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（法第５条）

○　自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（法第14条）

2-7　区域指定の流れ

土壌汚染状況調査結果の行政への報告

土壌溶出量基準及び
土壌含有量基準への適合性判断

基準適合

区域の指定を
受けない

基準不適合

健康被害のおそ
れの有無の判断

おそれあり

要措置区域
（法第６条）

おそれなし

形質変更時要届出区域
（法第11条）

土壌汚染の摂取経路があり、**健康被害が生ずるおそれがある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域

・土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（法第７条）

・土地の形質の変更の原則禁止（法第９条）

土壌汚染の摂取経路がなく、**健康被害が生ずるおそれがない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

・土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う（法第12条）

健康被害のおそれの有無の考え方

・周辺の土地において地下水の飲用等がある場合

・一般の人が立ち入ることができる場合

2-8　要措置区域における汚染の除去等の措置①

汚染除去等計画提出等の提出の手続

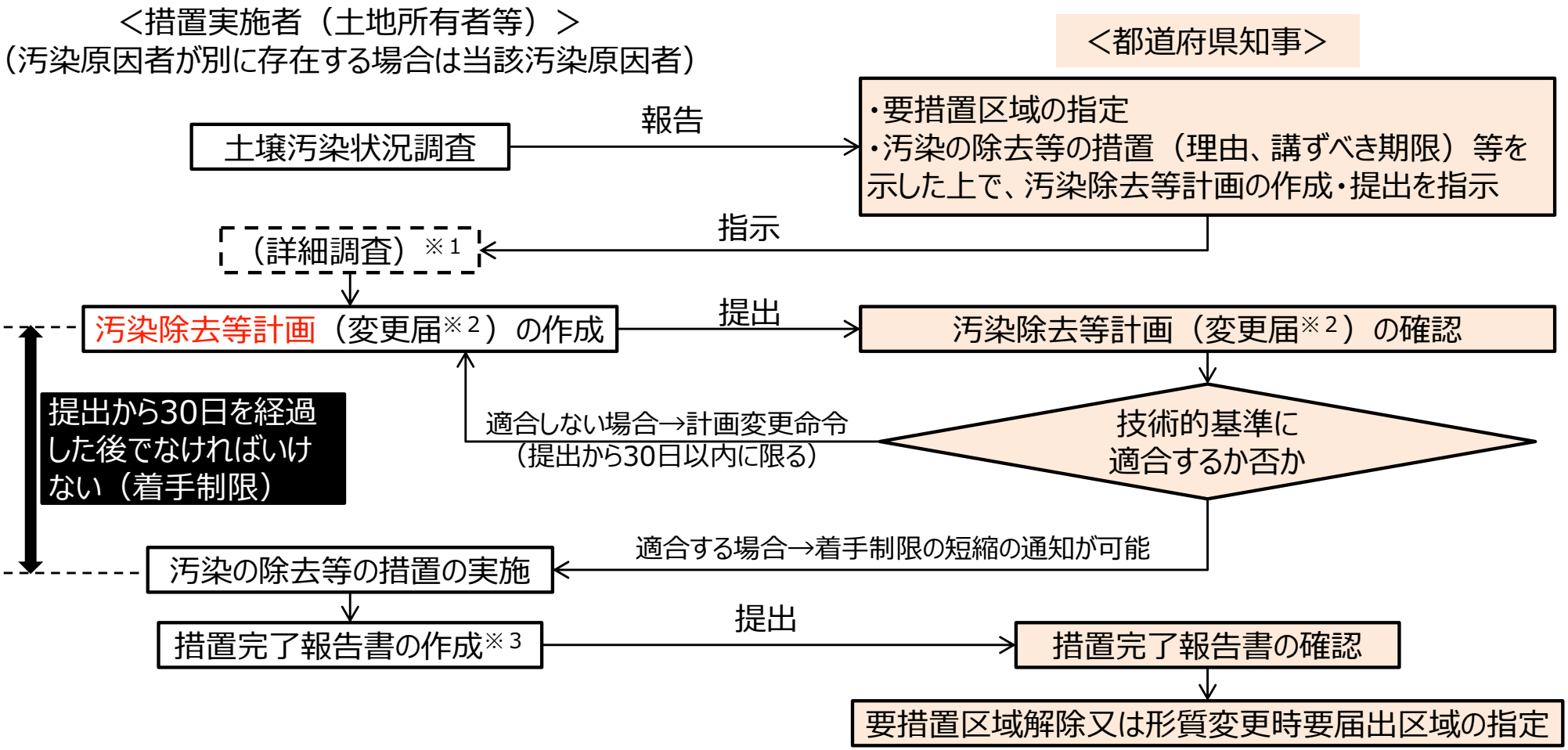

※１汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外及び形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の対象外。
※２軽微な変更（規則第36条の４）については、工事完了報告書又は実施措置完了報告書（下記）により報告する。
※３工事が完了した際には工事完了報告書を、措置が完了した際には実施措置完了報告書を作成・提出する（措置によっては不要の場合あり）。

2-9　要措置区域における汚染の除去等の措置②

- 汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求（法第８条）

　土地の所有者等が汚染原因者に汚染除去等計画作成等に要した費用を請求する場合、指示措置に要する費用の額の限度において請求できる。

- 土壌汚染対策基金による助成制度（法第45条）

　要措置区域で汚染の除去等の措置を行う者（助成の条件を満たした場合に限る。）に自治体が助成を行う場合、その自治体に対し基金から助成金を交付する（指示措置に要する額を限度として、最大その１／２を助成）。

2-10　基金による助成金の交付

◆ 基金は、政府からの補助と民間などからの出えんにより造成され、指定支援法人　公益財団法人日本環境協会において管理されている。

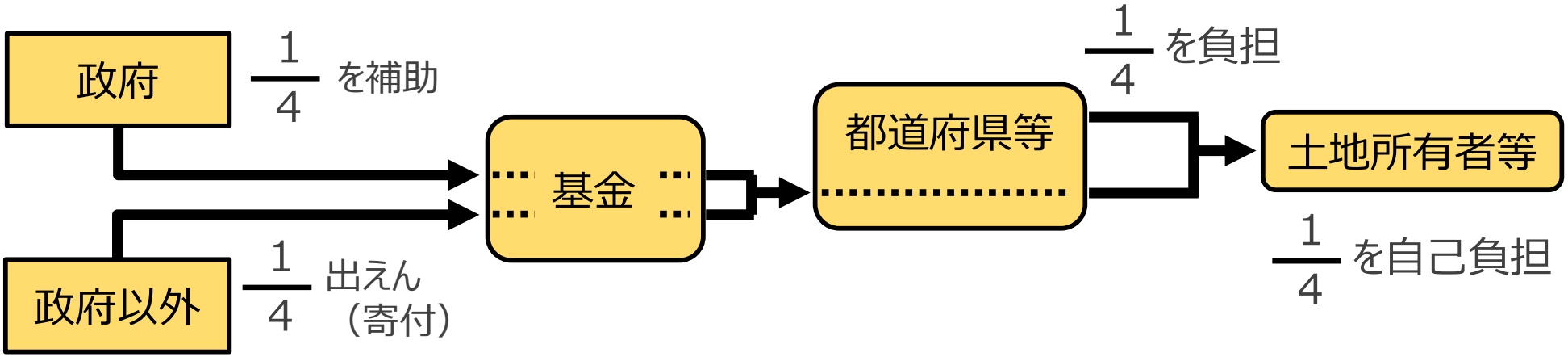

◆ 助成の対象は、次の３つの条件を全て満たしていることが必要。

1. 「要措置区域」に指定された（又は指定される予定の）土地であること
2. 「汚染原因者が不明・不存在」であること
   不明：汚染原因者が判明しない場合
   不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合
3. 「費用負担能力が低い」こと
   ＜個人の場合＞
   ・（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）　＜　２千万円
   ・（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）　＜　（対策費用）×２÷３＋（２千万円）
   ・（助成金を受けようとする年の前年の所得の額）　＜　（対策費用）×２
   ＜事業を行う個人及び法人の場合＞
   ・（助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金の額）　＜　（３億円）

2-11　形質変更時要届出区域における土地の形質の変更

形質変更時要届出区域において土地の形質の変更を行う場合の手続

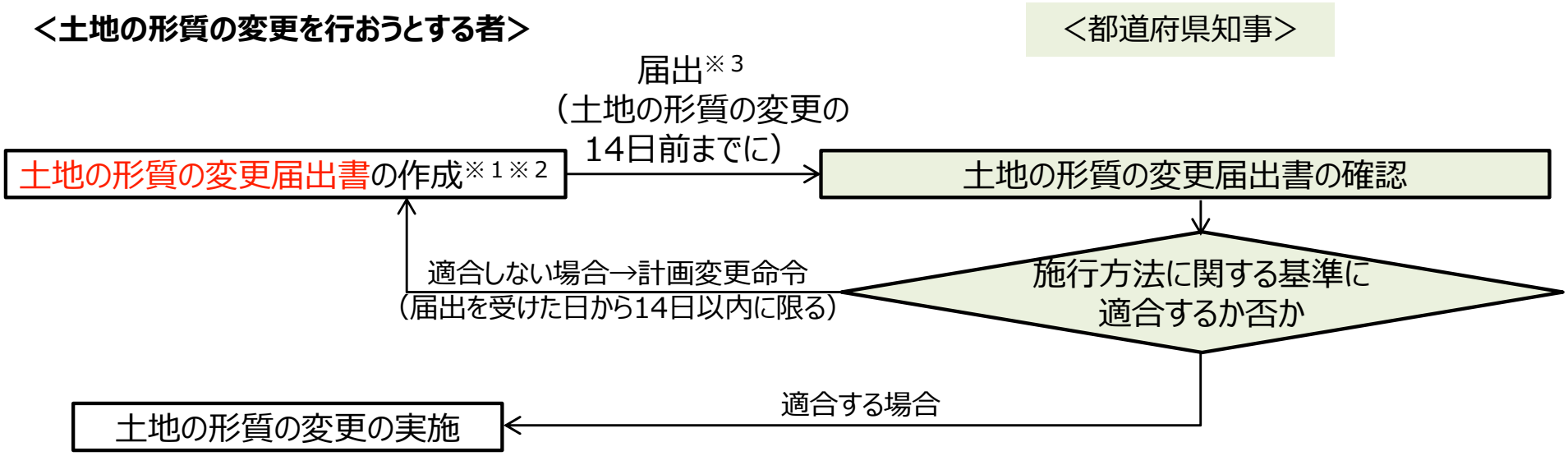

※１汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外及び形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の届出の対象外。

※２区域指定の解除を目指す場合には、汚染除去等計画に準じた計画を作成し、土地の形質の変更の届出時に都道府県知事の確認を受けるとともに、工事完了時と措置完了時それぞれの時点で、措置を講じた旨を都道府県知事に報告することが望ましい。

※３平成31年度より創設された臨海部特例区域においては、土地の形質の変更について事前届出は不要であり、事後届出（１年ごと）を行う。

2-12　自主申請（法第14条）

法第14条申請のメリット

① 自主的なスケジュール管理

② 現場での措置の円滑化

③ 調査・措置の正当性の証明、信頼性の確保

など

※法第14条申請については「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」を作成（令和２年４月改訂）。

手引きでは、申請を行う場合の留意点や申請活用ケースについても記載。

https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html

2-13　搬出・運搬・処理の規制制度

○　要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌の区域外への搬出の規制（事前届出、計画変更命令）

＊認定調査を行い、都道府県知事の認定を受けた土壌は適用除外

○　汚染土壌を運搬する際の基準の遵守

○　汚染土壌の処理業の許可制度及び汚染土壌の処理に関する基準の遵守

○　汚染土壌に関する管理票の交付・保存の義務

汚染土壌の適正処理の確保

2-14　汚染土壌処理施設

○　要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、
許可を受けた施設での処理が必要（区域間移動、飛び地間移動を除く。）。

浄化等処理施設（浄化）

セメント製造施設

埋立処理施設（内陸）

分別等処理施設

自然由来等土壌利用施設

2-15　指定調査機関の信頼性の確保

○　指定の更新制度の導入（５年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）

○　技術管理者の設置、技術管理者による監督義務
　（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）

○　指定調査機関の指定の基準の厳格化（技術管理者の適正配置）

○　業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務等

指定調査機関の信頼性の向上

※平成23年 「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）」を公表。
→平成31年以降は「土壌汚染対策法ガイドライン第４編：指定調査機関に関するガイドライン」
https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html

３．土壌汚染対策法の施行状況

3-1 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査

- 平成21年改正（平成22年度施行）以降、年間の調査結果報告件数が増加。
  平成30年度：1,051件、累計：8,370件
  （平成21年改正により、形質の変更の届出と区域指定の申請が追加されたため）
- 平成30年度は、法第４条の調査結果報告件数が大きく増加。
  （平成29年改正により、法第４条第２項の事前調査結果提出の規定が追加されたため）
- 有害物質使用特定施設廃止件数のうち、約２～３割で調査。
- 形質の変更の届出件数のうち、約１％に調査命令。
- 自主調査による申請件数の全体に占める割合は約３割。

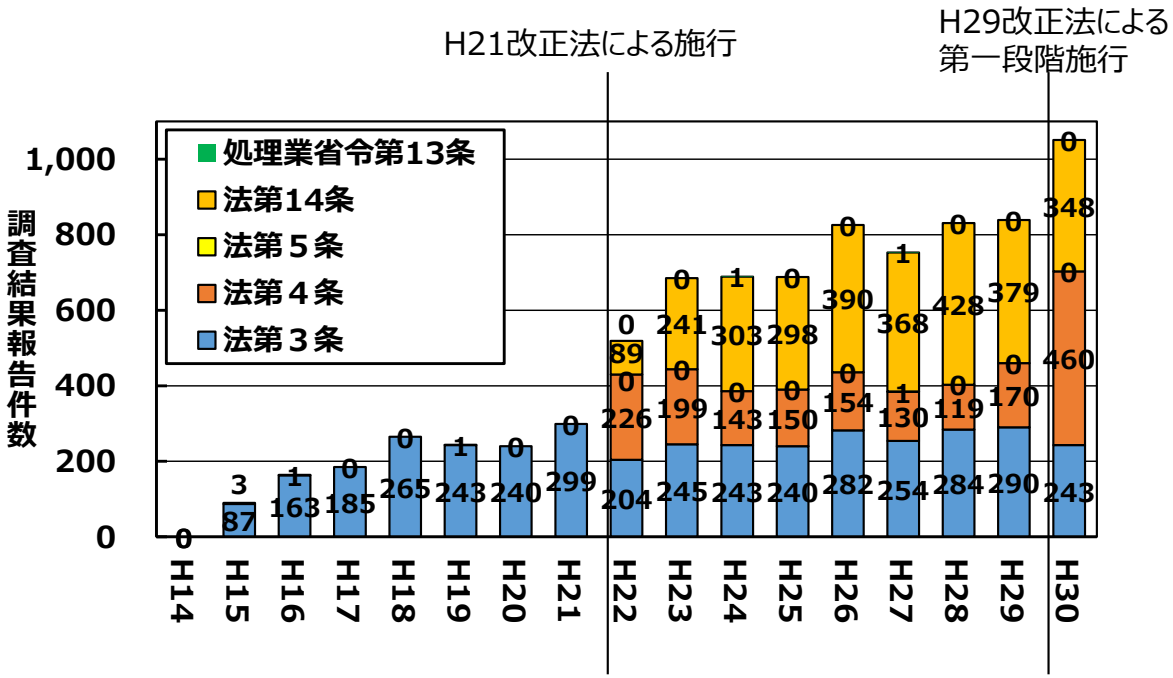

		H30	累計※1
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	897	16,001
	一時的免除件数	691	11,166
	調査結果報告件数	243	3,767
法第4条	形質変更届出件数	10,800	94,876
	調査命令件数	91	1,363
	調査結果報告件数※2	460	1,751
法第5条	調査命令発出件数	0	7
	調査結果報告件数	0	6
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0
法第14条	申請件数（調査結果報告件数）	348	2,844
処理業省令第13条　調査結果報告件数		0	2
調査結果報告件数合計		1,051	8,370

※1　累計は旧法による調査結果報告も含む。
※2　H30より第２項に基づく調査結果報告を含む。

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

3-2　要措置区域等の指定・解除の推移

- 要措置区域等指定件数については、平成21年改正後、増加。
- 平成22年度以降、要措置区域等の指定件数累計は4,221件。
  要措置区域：約２割
  形質変更時要届出区域：約８割
- 区域指定されたのち、汚染の除去等の措置を行い、指定が解除された区域の割合は、平成21年法改正後減少。

＜H21法改正前＞
指定区域　53.6%

＜H21法改正後＞
要措置区域 64.5%
形質変更時要届出区域 37.3%
全体　42.7%

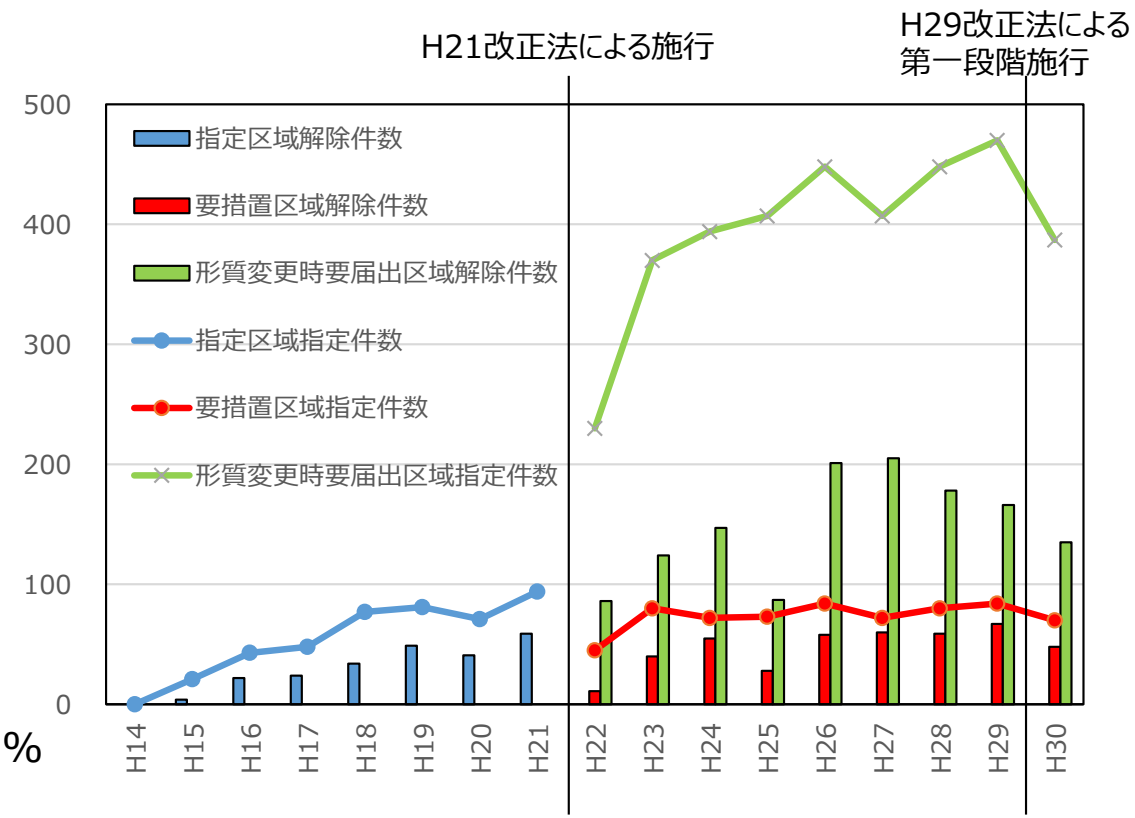

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計	解除／指定割合
指定区域	指定	0	21	43	48	77	81	71	94										435	53.6%
	解除	0	4	22	24	34	49	41	59										233	
要措置区域	指定									45	80	72	73	84	72	80	84	70	660	64.5%
	解除									11	40	55	28	58	60	59	67	48	426	
	指定変更※										5	3	2	1	3	2	2	3	21	—
形質変更時要届出区域	指定									230	370	394	407	448	407	448	470	387	3,561	37.3%
	解除									86	124	147	87	201	205	178	166	135	1,329	
	指定変更※										0	2	1	0	0	0	0	0	3	—
指定合計		0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	4,656	42.7%
解除合計		0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	1,988	

※要措置区域の指定変更は要措置区域から形質変更時要届出区域に変更した件数、形質変更時要届出区域の指定変更はその逆を示す。

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

3-3　区域指定に係る特定有害物質・区域における措置

- 平成30年度の区域指定は重金属等による汚染が最も多く、約８割。
- 複合汚染による汚染は約１割。

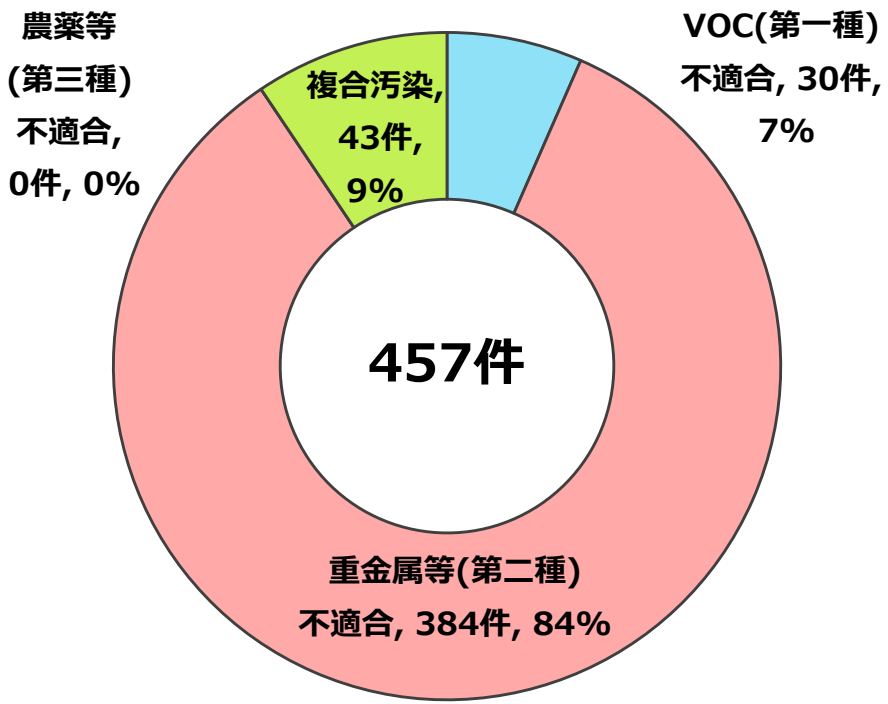

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

要措置区域等における措置で、掘削除去が占める割合はやや減少。

85.5%（H18）⇒ 79.2%（H22～H30）

実施措置 ＼ 措置が実施された区域等			要措置区域措置実施件数（H22～H30累計）	形質変更時要届出区域措置実施件数（H22～H30累計）	合計（H22～H30累計）
直接摂取によるリスク	舗装		17	130	147
	立ち入り禁止		20	58	78
	土壌入換え	区域外土壌入換え	5	36	41
		区域内土壌入換え	3	11	14
	盛土		4	56	60
地下水等の摂取によるリスク	地下水の水質の測定		219	242	461
	原位置封じ込め		8	8	16
	遮水工封じ込め		4	6	10
	地下水汚染の拡大の防止		18	18	36
	遮断工封じ込め		0	2	2
	不溶化	原位置不溶化	6	4	10
		不溶化埋戻し	7	15	22
土壌汚染の除去		掘削除去（全体に占める割合）	575（74.5%）	2,270（80.5%）	2,845（79.2%）
		原位置浄化	122	92	214
その他			8	130	138
回答事例数			772	2,820	3,592

3-4　業種区分別の要措置区域等指定件数（平成30年度）

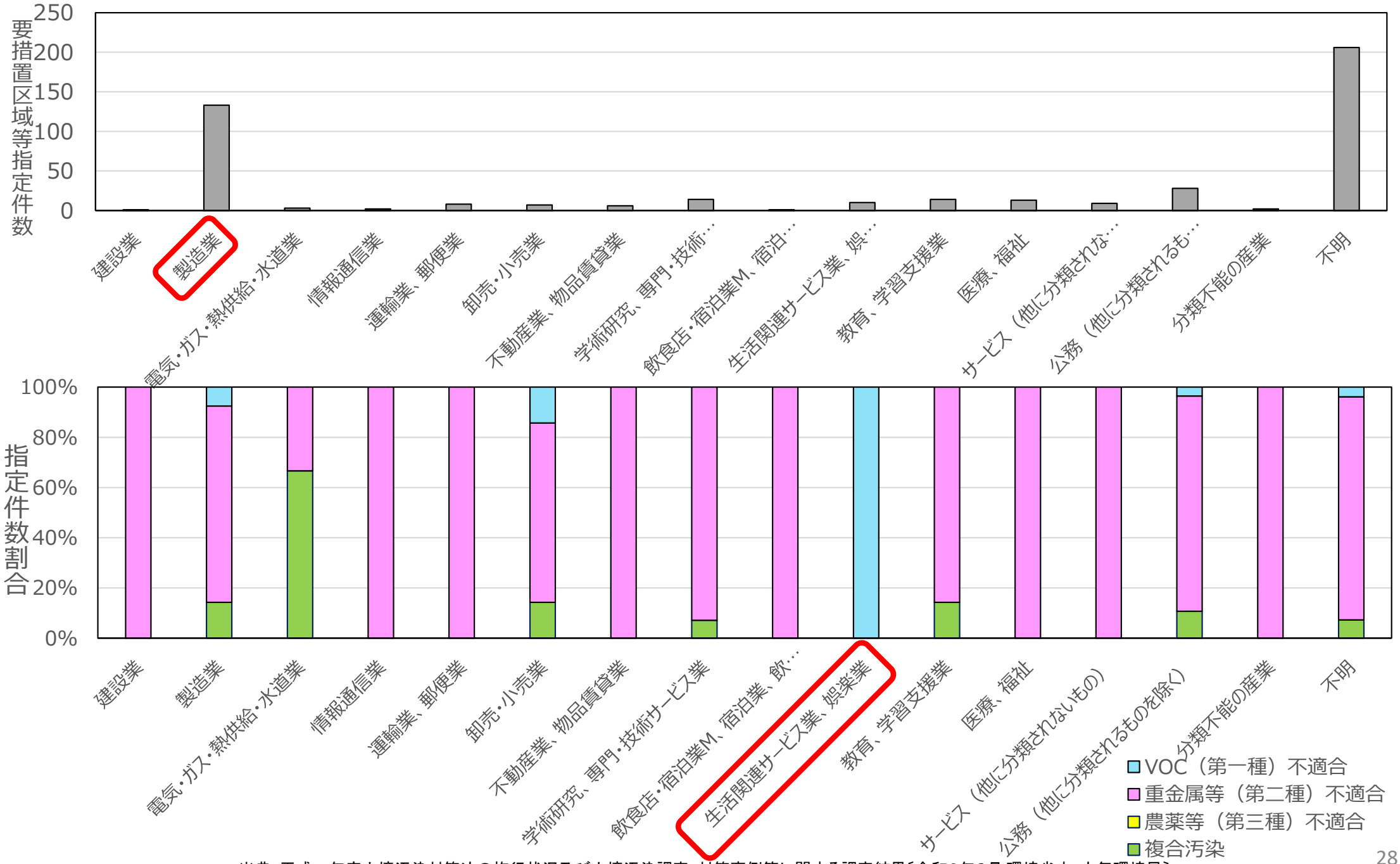

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

3-5 基準不適合物質別の要措置区域等指定件数（平成30年度）

VOC（第一種特定有害物質）

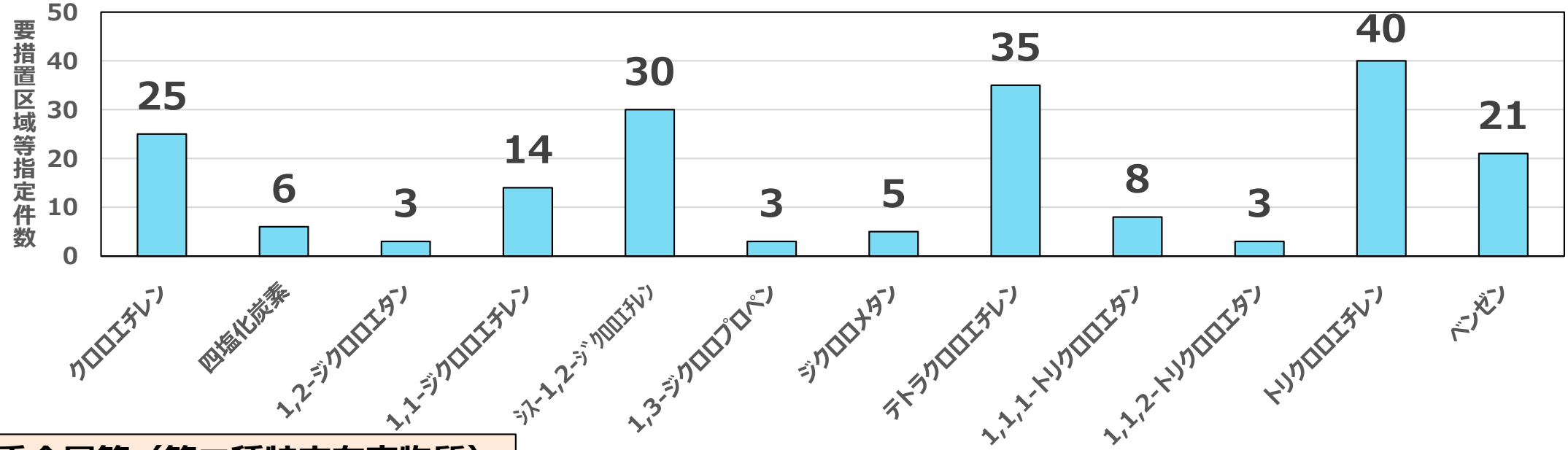

重金属等（第二種特定有害物質）

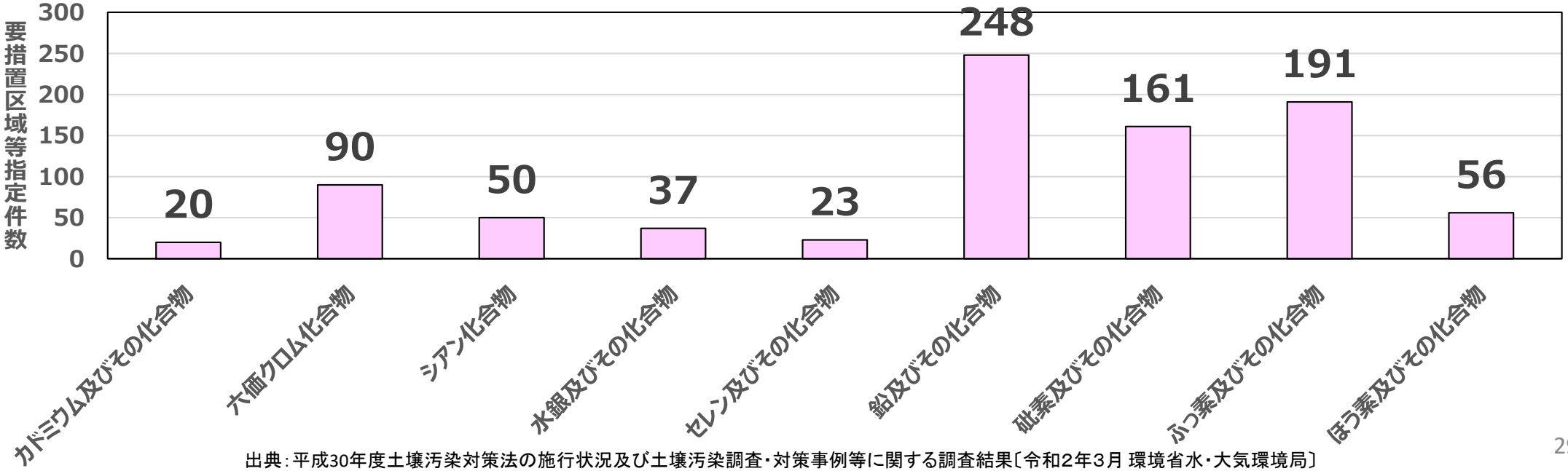

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

3-6　搬出した汚染土壌の処理

- 要措置区域等から搬出した汚染土壌を処理する場合は、許可を受けた施設での処理が必要（令和２年８月末時点で119事業場）。
- 平成30年度には、汚染土壌206万ｔが処理施設において処理された。

（法対象外の土壌の一次処理量は284万ｔ。汚染土壌と合わせると約490万ｔ）

浄化等処理施設（61施設）

セメント製造施設（21施設）

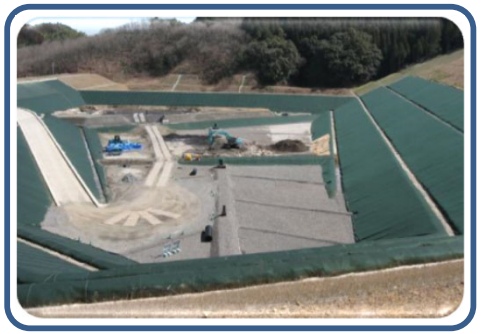

埋立処理施設（40施設）

分別等処理施設（49施設）

注　１つの事業所が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。

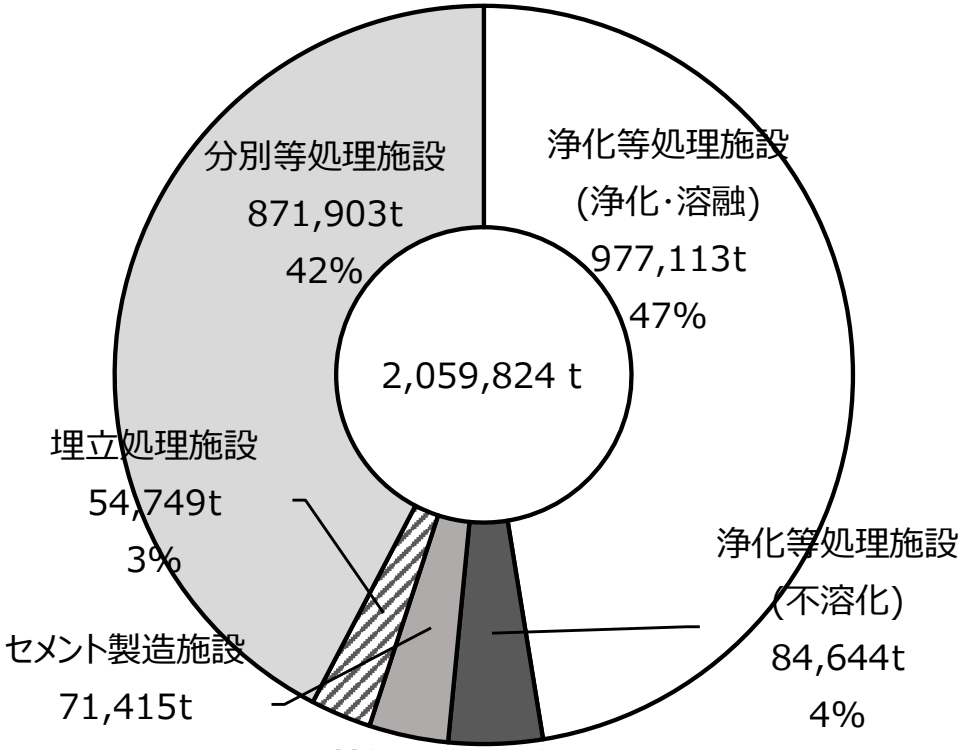

汚染土壌処理施設で処理された土量
（平成30年度　汚染土壌の一次処理）

出典：平成30年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果〔令和2年3月 環境省水・大気環境局〕

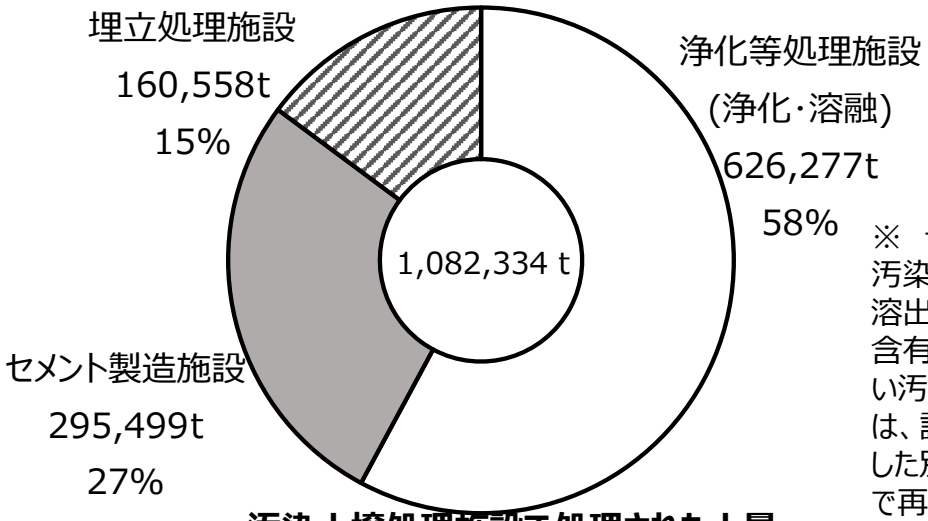

汚染土壌処理施設で処理された土量
（平成30年度　汚染土壌の再処理）

※　一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壌処理で再処理を行わなければならない。

3-7　指定調査機関及び技術管理者の推移

土壌汚染状況調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定。
法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている。

【指定調査機関】

- 指定の更新制度の導入（５年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務
  （技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準の厳格化（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務

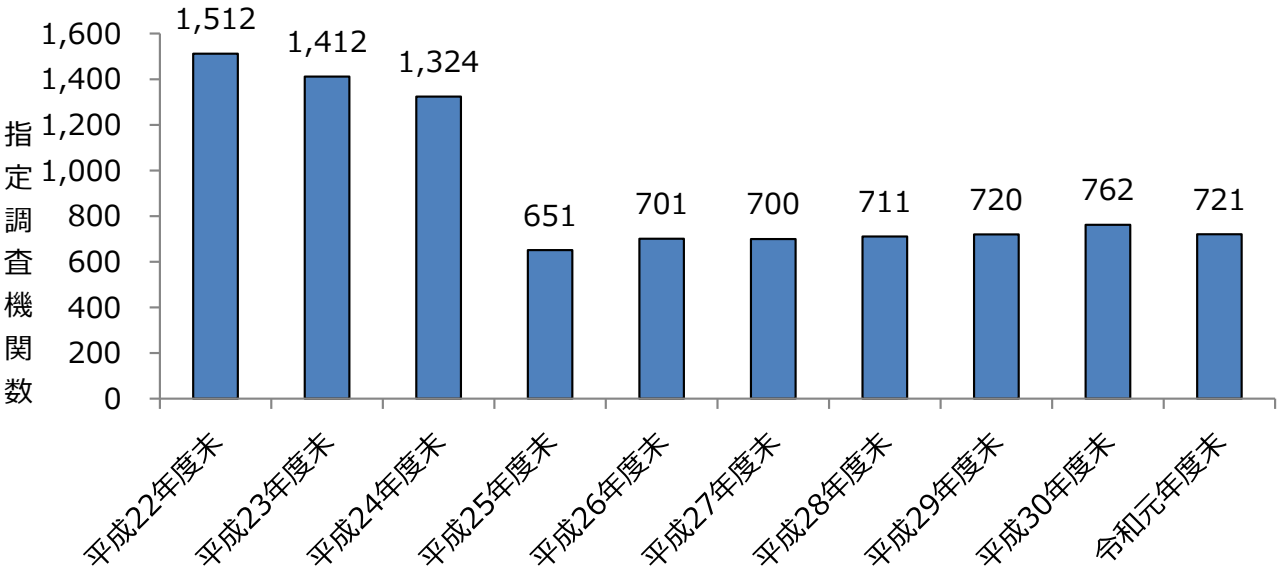

H21 改正法施行以降の指定調査機関数の推移

技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
平成27年度	181	13.7%
平成28年度	125	10.5%
平成29年度	205	19.2%
平成30年度	110	10.6%
令和元年度	56	6.4%
合計	2,853	

４．土壌環境基準、土壌汚染対策法基準の見直し等

4-1　土壌環境基準及び土壌汚染対策法基準の見直し

- 「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」（諮問第362号）を受け、以下の表に示す物質について、土壌環境基準並びに土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び土壌溶出量基準等の見直しに係る検討を進めている。
- 1,1-ジクロロエチレンは、平成26年に土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行った。また、クロロエチレンは土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の追加、1,4-ジオキサン※は土壌環境基準の追加をそれぞれ平成28年に行い、平成29年４月１日に施行された。
- 1,2-ジクロロエチレンについては、平成30年に土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行い、平成31年４月１日に施行された。
- カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンについては、令和２年４月に「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」等を公布し、土壌環境基準及び土壌溶出量基準等の見直しを行った。施行は令和３年４月１日。

	水道水質基準（mg/L以下）	水環境基準（mg/L以下）	地下水環境基準（mg/L以下）	**土壌環境基準（mg/L以下）**	**土壌汚染対策法**			
					土壌溶出量基準（mg/L以下）	**第二溶出量基準（mg/L以下）**	**土壌含有量基準（mg/kg以下）**	
1,1-ジクロロエチレン	0.02→0.1（H21.4）	0.02→0.1（H21.11）	0.02→0.1（H21.11）	**0.02→0.1（H26.3）**	**0.02→0.1（H26.8）**	**1（H26.8）**	—	**施行済**
1,4-ジオキサン	0.05（H16.4）	0.05（H21.11）	0.05（H21.11）	**0.05（H29.4）**	—※	—※	—	**施行済**
クロロエチレン	—	—	0.002（H21.11）	**0.002（H29.4）**	**0.002（H29.4）**	**0.02（H29.4）**	—	**施行済**
1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の合計）	0.04(シス体のみ)→0.04（H21.4）	0.04(シス体のみ)（H5）	0.04(シス体のみ)→0.04（H21.11）	**0.04(シス体のみ)→0.04（H31.4）**	**0.04(シス体のみ)→0.04（H31.4）**	**0.4(シス体のみ)→0.4（H31.4）**	—	**施行済**
カドミウム及びその化合物	0.01→0.003（H22.4）	0.01→0.003（H23.10）	0.01→0.003（H23.10）	**0.01→0.003（R3.4）**	**0.01→0.003（R3.4）**	**0.3→0.09（R3.4）**	**150→45（R3.4）**	**令和３年４月施行**
トリクロロエチレン	0.03→0.01（H23.4）	0.03→0.01（H26.11）	0.03→0.01（H26.11）	**0.03→0.01（R3.4）**	**0.03→0.01（R3.4）**	**0.3→0.1（R3.4）**	—	**令和３年４月施行**

＊　上表において、基準が改定されたものについては、改定前と改定後の変化（→）とその施行の時期について記載している。
※　土壌ガス調査による検出が困難であるため、当面は土壌汚染対策法の特定有害物質には指定せず、調査方法について検討中。

4-2　カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置①

お示しするものは令和２年８月末時点の案です。
詳細は同年９月以降に発出予定の通知を御確認ください（P.36参照）。

基本的な考え方

・施行日（令和３年４月１日）以降に調査契機が生じた場合は、見直し後の基準で評価を行う。
・施行日より前に調査契機が生じた場合は、見直し前の基準で評価を行う。

契機発生日が令和３年3月31日まで	契機発生日が令和３年4月1日以降
見直し前の基準適用	見直し後の基準適用

具体的には・注意点

・調査等の契機の発生日（次スライド「判断基準日」参照）が施行日以降の場合は、見直し後の基準が適用される。
・見直し前の基準に適合した土地であっても、基準見直し後に調査等の契機が生じた場合は、見直し後の基準に不適合となる場合がある。

カドミウム及びその化合物	過去の調査後汚染状態が変化しておらず、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、基準不適合となる（原則、過去の調査地点における土壌の再採取は不可）。
トリクロロエチレン	分解により汚染状態が変化する可能性があることから、過去の調査結果が見直し前の基準に適合するものの見直し後の基準に適合しない場合、新たな調査契機において必要な試料採取等を行い、汚染の状況を評価できることとする。

4-2　カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに伴う経過措置②

お示しするものは令和２年８月末時点の案です。
詳細は同年９月以降に発出予定の通知を御確認ください（P.36参照）。

「判断基準日」が令和３年４月１日以降の場合、見直し後の基準が適用される。

契機の種類	判断基準日	根拠条項
調査	有害物質使用特定施設の廃止日（ただし書確認を受けた土地にあっては、当該確認が取り消された日）	法第３条第１項
	調査命令の発出日	法第３条第８項 法第４条第３項 法第５条第１項
	【土地の形質の変更の届出と併せて調査結果を提出する場合】 土地の形質の変更の届出書の届出日	法第４条第１項 法第４条第２項
	指定の申請書の提出日	法第14条第１項
区域指定	上記の調査契機の判断基準日	法第６条 法第11条
汚染除去等計画の作成・措置の実施	上記の調査契機の判断基準日	法第７条
汚染土壌の搬出・処理	汚染土壌の搬出届出書の届出日	法第16条第１項
認定調査	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書の提出日	法第16条第１項
浄化確認調査	浄化確認調査実施日（調査結果が確定した日）	処理業省令第５条第22号

参考情報

①土壌環境対策全般

https://www.env.go.jp/water/dojo.html

②ガイドライン・マニュアル等

（「土壌汚染対策法ガイドライン」、「自主申請活用の手引き」、「区域内措置優良化ガイドブック」等）

https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html

③法律、政令、省令、告示、通知

https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html

※カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに関する通知については、
上記③に掲載（令和２年９月以降予定）。